

令和6年度木育製品貸出事業募集要領

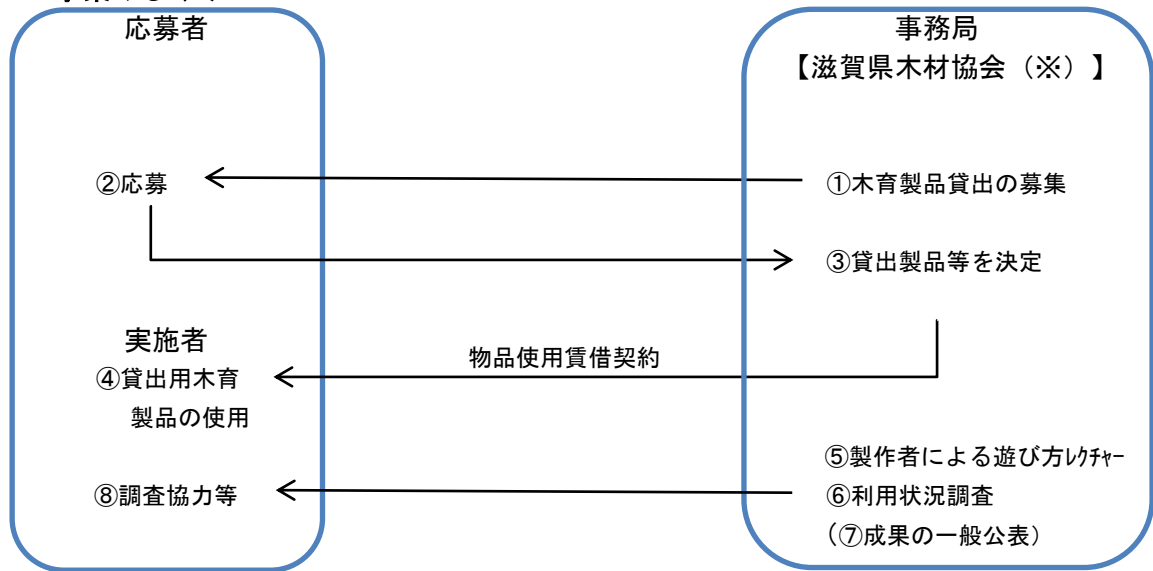
(滋賀県の委託事業「令和6年度木育推進強化事業」の一環)

1 事業の概要

子どもから大人まであらゆる世代が、木製品との触れ合いを通じて、暮らしと森のつながりを感じ、豊かな心を育む「木育」の取組が重要です。

本事業では、木に触れ、その良さを五感で感じ親しむことのできる木育空間づくりを県域ですすめるため、木育製品の貸出しを行い、遊び方のレクチャー等を通じて木育の魅力を県域に発信することを目的としています。

2 事業のしくみ



(※) 滋賀県委託事業の請負事業者

3 事業内容

びわ湖材等を使用した貸出用木育製品の入った別紙の貸出セットのうち、希望いただいたセットを無償で貸出しすることで、木の良さを感じてもらうことを目的とします。

希望者には製作者を派遣し、木育製品の遊び方や木の良さ、利用の意義についてレクチャーを受けていただくことも可能です。貸出にあたっては、別添の賃貸借契約書を交わし、貸出期間中は事務局による利用状況調査等に協力いただきます。

また、昨年度から「グループ貸し」が可能となりました。複数の施設でグループを作ることによって最大3か月間、木育製品を借りることが出来ます。貸出するセットの中であればグループ内で自由に貸し借りすることが出来ます。

4 応募対象者

応募の対象となる者は、滋賀県内に施設等を有する法人、団体等とし、以下の全ての要件を満たすものとします。

- ①木育製品を使用する者が利用する施設であること。
- ②木育製品の適切な使用・管理ができること。

- ③利用状況調査等の調査協力に応じることができること。
- ④利用状況写真の提供、取組状況の紹介等を目的に写真を使用することに関して承諾できること。
- ⑤貸出先・貸出状況等の公表に関して承諾できること。
- ⑥木育製品の借受・返却日の調整等に関して、事務局の運営に可能な限り協力できること。
- ⑦暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと、またこれらの者と関わりのないこと。

5 応募手続

(1) 応募書類の提出先

別紙様式に従い応募書類を作成し、募集期間内に事務局に提出してください。
なお、必要に応じ電話等で応募内容のヒアリングを行うことがあります。

(2) 応募期間

令和6年4月22日(月)～令和6年5月24日(金) (必着)

受付時間：9時00分～17時00分(土・日・祝を除く)

※ 応募期間を過ぎた場合は受理できませんので、ご了承ください。

(3) 応募書類

①所定の応募書類に必要事項を記入の上、メールもしくはFAX、郵送にて提出してください。

応募書類の様式は、下記のウェブサイトからも入手できます。

滋賀県木材協会ホームページ【 <https://s-mokkyo.com> 】

②①の応募書類以外に、説明に必要な資料を添付することができます。

③応募書類に使用する言語は日本語とし、計量単位はS I単位(国際単位系)で作成してください。

④応募書類は可能な限りワープロなど判読しやすいもので作成してください。

⑤提出された応募書類はこの事業に係る事務にのみ使用し、応募者の秘密は保持します。なお、応募書類は返却しません。

6 採択

(1) 貸出先の決定

応募された内容が、事業趣旨にふさわしいものであるか、応募の要件を満たしているかどうかを確認し、使用方法や安全な貸出運用を行うことができること等を総合的に判断して貸出先を決定します。なお、グループでの応募を優先的に採択しますが、過去の貸出実績なども考慮し選考します。選考過程は非公開とします。

また、応募内容の確認等のために、ヒアリング、追加資料の請求を行う場合があります。

(2) 結果の通知

結果(採択または不採択)は、応募者に対して事務局から文書で通知します。

(令和6年5月下旬予定)

ただし、経過や結果の詳細に関する問合せには応じられません。

(3) 公表

採択となった場合には、応募者名(会社名等・代表者名)、住所を5(3)①にある事務局のサイト上で公表します。

7 事業期間

事業期間は、令和7年3月初旬までの間とします。

貸出期間は、1か月程度、ただし、グループの場合は1施設1か月程度を基準とし、最大3か月までとします。

8 事業規模

貸出先は40施設程度とします。ただし、るんだー（木製ジャングルジム）は5施設程度です。

9 実施者の義務

採択された実施者は、以下の条件を守ること。

- (1) 貸出しに関する内容を著しく変更しようとする場合、もしくは事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に事務局の承認を得ること。
- (2) 感染対策として、下記事項について配慮すること。
 - ① 貸出する木育製品の対象は2歳以上とする。
 - ② 期間中の衛生管理について、十分配慮して使用し、施設で実施されている他のおもちゃ等と同様の衛生基準、手順で対応することを基本とすること。
ただし、返却日の前日には必ず消毒を実施すること。
- (3) 「グループ貸し」の場合、施設間での管理、運搬等は各施設で責任を持ち行うこと。
- (4) 返却時は製品リストをもとに製品の数量を確認すること。「グループ貸し」で1か月以上の貸出期間となる場合は、返却時に加え毎月製品の数量を確認すること。

10 貸出し条件

- (1) 実施者は安全管理に十分な配慮をお願いします。
- (2) 木育製品を搬出入する際に運搬等の補助をしていただける施設とします。
- (3) 使用中に破損した場合は、破片に充分注意し、使用を中止するとともに事務局に連絡をお願いします。製品の使用を含む貸出中の事故に関して、事務局は一切の責任を負いません。
- (4) 故意または重大な過失により製品が使用不可能となる損傷等があった場合、事務局は実施者に賠償を求める場合があります。

11 その他

- (1) 本事業（利用状況調査等）によって得られた成果や実施者等の情報について、滋賀県の実施する事業において使用・公表させていただくことがあります。
- (2) 希望される期間、セットを必ず貸出しできるとは限りません。また、セット内容について変更することはできません。
- (3) 天災事変その他やむを得ない事由のために事業を中止することがあります。

応募書類の提出先・お問い合わせ先

滋賀県木材協会（担当 浅井）

郵便番号 520-2144 住 所 滋賀県大津市大萱四丁目17番30号

電 話 077-574-7600 F A X 077-574-7607